鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇告示　保安施設地区指定予定
土地の公用廃止
建設業者の変更登録
土地改良事業計画の縦覧
小売販売業者甲の営業所所在地の変更
◇公告　公共職業補導所補導生の募集

告示

鳥取県告示第四百四十一号

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の通知を受けたので同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　遠藤　茂

所在場所帳

市郡	町村	大字	字	地番	台帳 全面積	台帳 指定面積	見込又は実測 全面積	見込又は実測 指定面積	指定の目的	指定期間
西伯	逢坂	松河原	松尾ノ峯	一、四五四ノ二六	一、三四〇〇町	一、三三九町	一、三四〇〇町	一、三三九町	火災防備のため	一箇年
同	同	同	同	一、四五四ノ二七	一、一〇〇〇	一、一〇〇〇	一、二二〇〇	一、二二〇〇	同	同
同	同	同	同	一、四五四ノ二八	一、四六二三	一、四五二〇	一、四六二三	一、四五二〇	同	同
同	同	同	同	一、四五四ノ二九	一、三〇一〇	一、三〇一〇	一、三二一〇	一、三二一〇	同	同
同	同	同	同	一、四五四ノ三〇	一、一五一八	一、四三一七	一、一五一八	一、四三一七	同	同

同	同	一、四五四ノ三一	一、三二〇	一、三二〇	一、三七〇
同	同	一、四五四ノ三二	一、一八一六	〇、三三五	一、一八一六
同	同	一、四五四ノ三三	一、一九二四	〇、一二〇	一、一九二四
同	同	一、四五四ノ三四	〇、〇三二五	〇、〇三二五	〇、〇三二〇
同	同	一、四五四ノ三五	〇、〇〇三五	〇、〇〇三五	〇、〇一〇〇
同	同	一、四五四ノ三六	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	〇、〇五一〇
同	同	一、四五四ノ三七	一、一二〇〇	一、一二〇〇	一、一四一〇
同	同	一、四五四ノ三八	一、一二〇三	一、一二〇三	一、一三〇〇
同	同	ノロノ谷	〇、〇九二七	〇、〇九二七	一、一二〇〇
同	下市	五輪ノ峯	八五五ノ九	一、四九二二	一、四九二二
同	同	八五五ノ一〇	一、一七〇三	〇、〇二一八	〇、〇二一八
同	同	八五五ノ一一	〇、〇三四	〇、〇三四	〇、〇三四
同	同	八五五ノ一二	一、一〇一四	一、一〇一四	一、一〇一四
同	同		一、五一一四	一、五一一四	一、五一一四

施業要件

一　森林の立木の伐採は、原則として禁伐とする。

一　森林の落葉、下草、土石の採取は原則として禁止する。

鳥取県告示第四百四十二号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　遠藤　茂

一　倉吉市秋喜字東九反長一八六番地先
農道　九坪六合三勺　水路　三坪九合一勺
（関係図面は県土木部管理課に保存）

鳥取県告示第四百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年八月三十一日変更登録した。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　速藤　茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録（は）第三五八号	昭和二十九年十月二十七日	（新）羽合建設企業組合 （旧）羽合建材企業組合	八頭郡郡家町大字米岡五五二 鳥取市元大工町四五	中口　正男
〃（は）第一八四号	〃十一月十九日	高橋建設有限会社	（新）日野郡根雨町大字根雨四三一 （旧）〃大字根雨四五九	高橋　徳志

鳥取県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡三朝町大字久原山根忠久外十四人の者から三朝町大字久原土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

一　縦覧に供すべき書類の名称

(一)　土地改良事業計画書の写

(二)　定款の写

二　縦覧の期間

昭和三十年九月十四日から同年十月三日まで

三　縦覧の場所

東伯郡三朝町役場

四　異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の二の規定に基き次のとおり小売販売業者甲の営業所所在地の変更承認した。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

登録番号	名称	営業所所在地
東第六号	鳥取米穀企業組合江崎販売所	鳥取市江崎町一二
東第八号	鳥取米穀企業組合材木町販売所	鳥取市材木町五四
中第六六号	倉吉市研屋町米穀小売企業組合	倉吉市研屋町一、五〇二

公　告

県立米子公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十年九月十三日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

昭和三十年度後期県立米子公共職業補導所補導生募集要綱

一　科別補導生数等

公共職業補導所名	補導科目	別	補導期間	募集補導生数	所在地
米子	自動車整備科	男	六箇月	三〇	米子市博労町四ノ二二〇
	経理事務科	男、女	〃	三〇	

二　選考日時等

1　日　時　昭和三十年九月二十七日　午前九時

2　場　所　米子公共職業補導所

3　願書締切　昭和三十年九月二十六日

4　選考方法　国語、数学及び社会につき、補導生として必要な学力の筆記試験、並びに簡単な口頭試問及び人物考査を行う。

三　応募資格

1　義務教育を修了した者。但し経理事務科については、新制高校卒業程度の学力を有する者。

2　補導上の作業に堪える身体機能の強健な者。

3　意志強固にして将来その業に精進しようとする者。

四　応募手続

入所願書に最終学校卒業証明書又は入所資格を証する学力証明書を添えて、も寄の公共職業安定所に提出のこと。

五　入所予定月日

昭和三十年十月五日

六　処　遇

補導修了後の就職あつ旋、授業料の不要、補導用器具無料貸与、通学運賃割引適用、加配米受配の適用、失業保険金受給資格の存続等。

七　その他

寄宿舎設備なし

選考日には、筆記用具、書食、上履を持参のこと。